



サービス個別 F

- 居宅介護支援
- 介護予防支援
- (介護予防)福祉用具貸与
- 特定(介護予防)福祉用具販売

居宅介護支援・介護予防支援

1. 人員基準について

職種	人員基準
管理者	<p><管理者要件> 常勤1名（介護支援専門員との兼務可） 主任介護支援専門員であること</p> <p>ただし、やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員でも可 ○不測の事態（※） ○特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合</p> <p><管理者要件の適用の猶予> 令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を、令和9年3月31日まで猶予</p>

<管理者要件>

※ 不測の事態とは

（例）本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等
 （定年退職等、あらかじめ把握できる退職や転居は含まない）

- 主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由
- 今後の管理者確保のための計画書



浜松市に届け出た場合、要件の適用を**1年間猶予する**。

不測の事態が発生する場合は、事前に浜松市に相談すること！！

【令和6年度改定】

職種	人員基準
介護支援専門員	<p>常勤の介護支援専門員 1以上（管理者との兼務可） <u>利用者の数が44</u>又はその端数を増すごとに1</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>居宅介護支援の利用者の数に介護予防支援の利用者の数に 3分の1を乗じた数を加えた数</p> <p>※指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システム を活用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の 数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p>

【令和6年度改定】



2. 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

- (1) 基本報酬
- (2) 特定事業所加算の見直し
- (3) 市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合(予防のみ)
- (4) 他のサービス事業所との連携によるモニタリング
- (5) 入院時情報連携加算の見直し
- (6) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- (7) 高齢者虐待防止の推進
- (8) 身体的拘束等の適正化の推進
- (9) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- (10) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

(1) 基本報酬

【令和6年度改定】

○居宅介護支援費の見直し

ケアプランデータ連携システムを活用(※1)し、かつ、事務職員を配置している(※2)場合に、居宅介護支援費Ⅱの請求が可能。

		I		II	
		単位数	取扱件数	単位数	取扱件数
i	要介護1・2	1,086	45未満	1,086	50未満
	要介護3・4・5	1,411		1,411	
ii	要介護1・2	544	45以上	527	50以上
	要介護3・4・5	704	60未満	683	60未満
iii	要介護1・2	326	60以上	316	60以上
	要介護3・4・5	422		410	

※1 データ連携の実績は問わない

※2 勤務時間数について特段の定めはないが、業務の実情を踏まえ適切な数の人員を配置すること

(2) 特定事業所加算の見直し【令和6年度改定】

特定事業所加算の算定要件について

(全区分共通)

- 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。ただし、**利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務**をしても差し支えないものとする。
- 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。ただし、**利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務**をしても差し支えないものとする。

「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、委託を受けて介護予防支援を行う場合等をいう。

(2) 特定事業所加算の見直し【令和6年度改定】

特定事業所加算の算定要件について

(全区分共通)

家族に対する介護等を日常的に行っている児童（ヤングケアラー）や、障害者、生活困窮者、難病患者等、**高齢者以外の対象者への支援**に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するものであれば差し支えない。

(2) 特定事業所加算の見直し【令和6年度改定】

特定事業所加算の算定要件について

(全区分共通)

特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

※**運営基準減算**は令和6年度改定により対象外となりました。

【削除】

(全区分共通)

介護支援専門員1人当たりの利用者数が**45名**未満であること。

居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は**50名**未満であること。

利用者数については、事業所単位で平均して差し支えない。ただし特定の者に偏るなど、適切なマネジメントに支障がでないことがないよう配慮しなければならない。

(2) 特定事業所加算の見直し【令和6年度改定】

算定要件	(1)	(2)	(3)	(4)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の施設と兼務を認め、又は同一施設内にある他の事業所の併務と兼務をしても差し支えない。	7名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の施設と兼務を認め、又は同一施設内にある指定介護支援事業所の併務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	専ら、2名以上 併し、1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること		○		○
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の状態に対応する体制を確保していること		○		○ 適用不可
(5) 算定月が属する月の利用者の総数のうち、要介護3以上が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		○	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 適用不可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること		○		
(8) 家庭における介護等支援的に行っている居宅介護、居宅介護、居宅介護、特別な居宅介護、居宅介護の提供等に関する課題等に関する事例検討会、研究会に参加していること		○		
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算が指定事業所集中減算の適用を受けていないこと		○		
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所が介護支援専門員1人当たり25名未満(指定居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は25名未満)であること		○		
(11) 介護支援専門員支援研修における科目「ケアマネジメントの基礎知識に関する科目」単に宿力又は認知行動を担保していること(平成28年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)		○		○ 適用不可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 適用不可
(13) 必要に応じて、多様なサービスが提供される介護支援のメニュー(インフォーマルサービスを含む)が当該月に提供されるような居宅サービス計画を作成していること		○		

(3) 市町村から指定を受けて介護予防支援を行う
場合（予防のみ） **【令和6年度改定】**

〈運営基準〉

指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに1以上の、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を配置しなければならない。

〈介護報酬〉

指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援を実施する場合、介護予防支援費Ⅱ（472単位）を算定する。

(4) 他のサービス事業所との連携によるモニタリング
【令和6年度改定】

居宅介護支援の場合は少なくとも**1月に1回**、介護予防支援の場合は少なくとも**3月に1回**は利用者の**居宅を訪問し利用者**に面接すること。

ただし、次の（ア）・（イ）の**いずれにも該当**する場合であって、居宅介護支援の場合は少なくとも**2月に1回**、介護予防支援の場合は少なくとも**6月に1回**、利用者の**居宅を訪問し利用者**に面接するときは、**訪問しない月において**は、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（留意事項）

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

(4)他のサービス事業所との連携によるモニタリング
【令和6年度改定】

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、**文書により**利用者の**同意**を得ている。

(留意事項)

文書により利用者の同意を得る際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット、デメリットを含め、具体的な実施方法を懇切丁寧に説明すること。

(4)他のサービス事業所との連携によるモニタリング
【令和6年度改定】

(イ) サービス担当者会議等において、以下の事項について**主治医、担当者その他の関係者の合意**を得ている。

①利用者の心身の状況が安定していること

(留意事項)

利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治医等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等を踏まえ、サービス担当者会議等において総合的に判断すること

(例) ・介護者の状況の変化がないこと

・住環境に変化がないこと

・サービス（保険外含む）の利用状況に変更がないこと

②利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること

(留意事項)

テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができる必要がある

(4)他のサービス事業所との連携によるモニタリング 【令和6年度改定】

③介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること

(留意事項)

テレビ電話装置等を利用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の情報についてサービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要がある。この点について、担当者の同意を得るとともに、過度な負担とならないよう留意する。

(留意事項)

主治医、担当者その他の関係者の合意を得る方法として、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治医への意見照会や、サービス事業所の担当者との連絡調整の際の意見照会も想定される。いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくこと。

(5)入院時情報連携加算の見直し【令和6年度改定】

入院時情報連携加算の算定要件について

(区分I)

利用者が病院又は診療所に**入院した日のうち**に、医療機関の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

以下の場合にも算定可能。

- ・ **入院日以前**に情報提供した場合
- ・ 運営規程に定める**営業時間終了後**又は**営業日以外の日**に入院した場合に、その**入院日の翌日**に情報提供した場合



問118 入院日以前の情報提供について、入院何日前から認められるか

答 特段の定めは設けていないが、情報提供日から実際の入院日までの間隔があまりにも空きすぎている場合には、入院の原因等も踏まえた上で適切に判断すること。 令和6年度介護報酬改定関係Q&A (vol.1)

(5) 入院時情報連携加算の見直し【令和6年度改定】

入院時情報連携加算の算定要件について
(区分Ⅱ)

利用者が**入院した日の翌日又は翌々日**に、医療機関の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

以下の場合にも算定可能。

- ・運営規程に定める**営業時間終了後**に入院した場合、入院日から**3日目が営業日以外の日に当たるときは当該営業日以外の日の翌日**に情報提供した場合



(5) 入院時情報連携加算の見直し【令和6年度改定】

Q&A

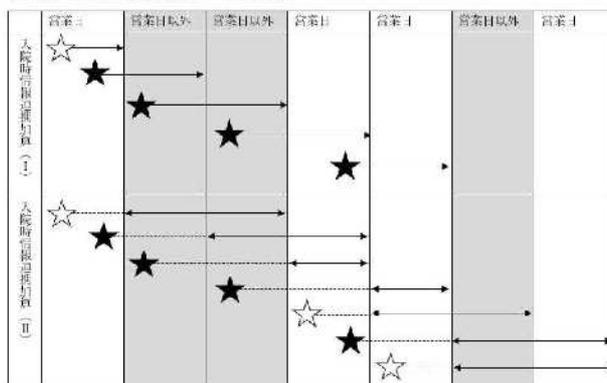
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問119
介護保険最新情報Vol.1225(令和6年3月15日)

問 119 入院時情報連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、入院したタイミングによって算定可能な日数が変わるが、具体的に例示されたい。

(答)

下図のとおり。

☆…入院 ★…入院(営業時間外) → 情報提供



(6) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
【令和6年度改定】

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**する。

(6) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
【令和6年度改定】

単位数

業務継続計画未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**

算定要件等

- ・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。(経過措置期間)

(6) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
【令和6年度改定】

注目!

「業務継続計画の策定」は、
運営基準[※]により **義務**
となっていることを踏まえ、
未策定の場合は速やかに作成
すること。

※「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」
(H11厚令38) 第19条の2

(7) 高齢者虐待防止の推進 【令和6年度改定】

概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより
促進する観点から、**虐待の発生又はその再
発を防止するための措置が講じられていな
い場合に、基本報酬を減算**する。

(7) 高齢者虐待防止の推進 **【令和6年度改定】**

単位数

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を**減算**

(7) 高齢者虐待防止の推進 **【令和6年度改定】**

算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ **委員会の定期的開催**とその結果の従業員への**周知徹底**
- ・ **指針の整備**
- ・ **研修の定期的実施**
- ・ **担当者の設置**

(7) 高齢者虐待防止の推進 **【令和6年度改定】**

注意！

「虐待の防止のための措置に関する事項」

に関する規程を

運営規程 に定めること。

※令和6年4月1日より義務化

(8) 身体的拘束等の適正化の推進 **【令和6年度改定】**

概要

身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**することを義務付ける。

(8) 身体的拘束等の適正化の推進【令和6年度改定】

基準

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等をおこなってはならない**こと。

身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**しなければならないこと。

(9) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント【令和6年度改定】

所定単位数の95%を算定する。

【対象となる利用者】

①居宅介護支援事業所の所在する建物と**同一の敷地内、隣接する敷地内の建物**又は**居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する**利用者
例) 建物の1階に居宅介護支援事業所がある

②居宅介護支援事業所における**1月あたりの利用者**が**同一の建物に20人以上**居住する建物(①を除く。)に居住する利用者
※同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者を合算するものではない

①、②いずれの場合も、同一の建物と居宅介護支援事業所の運営法人が異なる場合でも適用される。

(10) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

【令和6年度改定】

利用者の過度な負担軽減及び制度の持続可能性を確保する観点から、一部の福祉用具について、貸与と販売の選択制が導入されました。

【対象種目】

①スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの
※ 撤去や持ち運びができる可搬型のもの除く

②歩行器

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器
※ 車輪・キャスターが付いている歩行車は除く

③歩行補助杖

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム
クラッチ及び多点杖に限る

(10) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

【令和6年度改定】

選択制の福祉用具を位置付ける場合には、

○貸与又は販売の**いずれかを利用者が選択できる**ことを説明すること

○それぞれの**メリット及びデメリット等**、利用者の選択に当たって**必要な情報を提供する**こと

選択制の福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、

- ・利用者へのアセスメントの結果
- ・医師や専門職の意見聴取
- ・退院・退所前カンファレンス
- ・サービス担当者会議の結果を踏まえること。

3. 退院・退所加算における**カンファレンス**について

【要注意】

○ 病院又は診療所の場合

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一
医科診療報酬点数表の**退院時共同指導料2の注3の要件**を満たし、
退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、
**福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加
するもの。**

退院時共同指導料2の注3

退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を

- ①入院中の保健医療機関の医師又は看護師等が、
 - ② a)在宅医療担当の保険医もしくは看護師等
b)歯科医師もしくはその指示を受けた歯科衛生士
c)保険薬局の薬剤師
d)訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、
作業療法士、言語聴覚士
e)介護支援専門員又は相談支援専門員
- いずれかのうち3者以上と共同して行った場合に算定可

①… 1者

②… a, b, c, d, e のうち3者以上 **実際に集まるのは 4者以上**

(介護予防)福祉用具貸与・
特定(介護予防)福祉用具販売

1. 人員基準について

職種	人員基準
管理者	常勤（福祉用具専門相談員である必要はない） ※当該事業所管理に支障がない場合、当該事業所の他の業務 または同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事する場 合は兼務可
福祉用具 専門相談員	常勤換算方法で2以上 ※(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売の 指定を併せて受け、同一の事業所において事業が一体的に 運営されている場合については、 常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置すること をもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たして いるものとみなすことができる。

【令和6年度改定】

2. 貸与と販売の選択制の導入

利用者の過度な負担軽減及び制度の持続可能性を確保する観点から、一部の福祉用具について、貸与と販売の選択制が導入されました。

【対象種目】

①スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの
※ 撤去や持ち運びができる可搬型の場合は除く

②歩行器

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器
※ 車輪・キャスターが付いている歩行車は除く

③歩行補助杖

カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホーム
クラッチ及び多点杖に限る

【令和6年度改定】

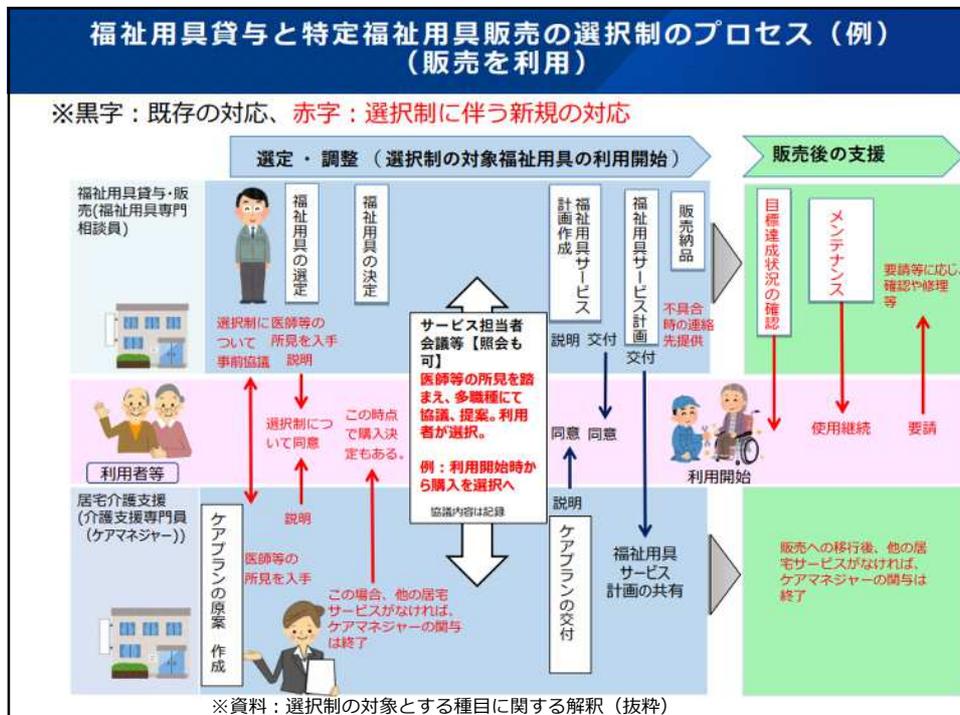
貸与と販売の選択制の導入にあたり、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、事業者には以下のような対応が義務付けられました。

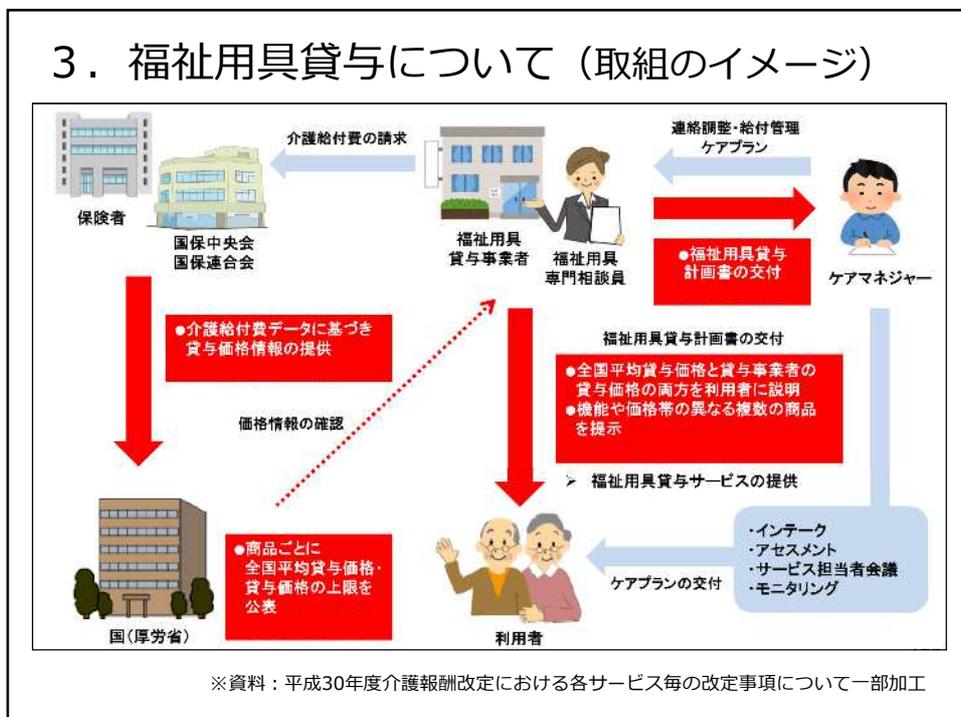
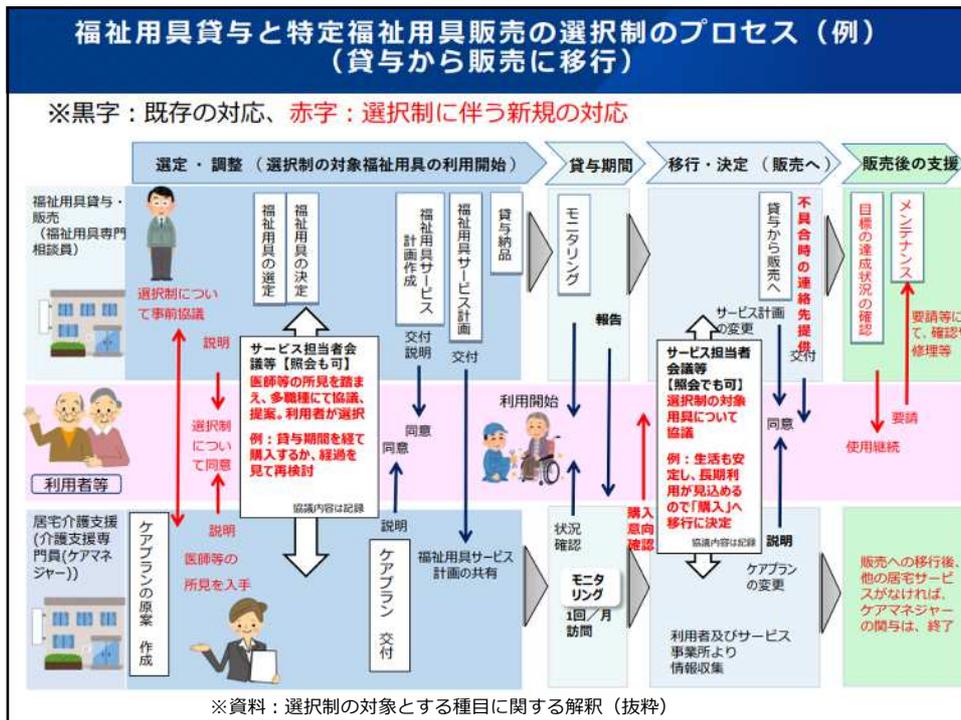
選択制対象の福祉用具の提供に当たっては、メリット及びデメリットを含めて十分な説明を行い、選択に必要な情報を提供するとともに、医師や専門職等の意見や、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこと。

選択制対象用具を貸与した場合、福祉用具専門相談員は、貸与の利用開始後6か月以内に少なくとも1回のモニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討すること。

選択制対象の福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認すること。

利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めること。





4. 介護報酬について

<基準>

福祉用具の貸与価格が「貸与価格の上限」を超えないこと。
上限を超えて福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費の算定はできない。

<運用に当たっての留意事項>

- ・新商品については、3月に1度の頻度で上限設定等を行う。
- ・上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこと。
- ・上限設定等を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品について適応する。

<介護支援専門員が算定する退院・退所加算の「カンファレンス」>

退院後の在宅での療養において、福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

5. 運営基準について

(1) 衛生管理

福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。

この場合、

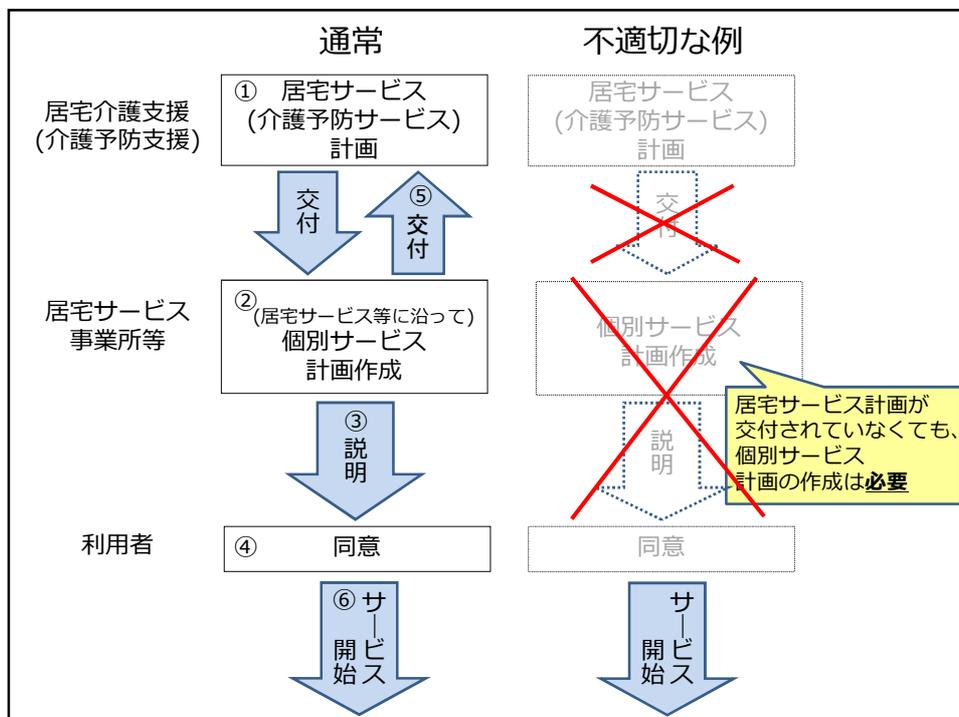
- 保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 委託事業者の業務の実施状況について定期的に確認及び結果等を記録しなければならない。

(2) 個別サービス計画

介護サービスは、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うため、個別サービス計画を作成し、その計画に基づき提供すること。

<不適切な事例>

- 計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の**同意を得ずにサービス提供**を行っている。
- 計画の**内容が居宅サービス計画に沿っていない**。
- 介護予防サービスにおいて、**計画期間終了後のモニタリングを行っていない**。
- 介護予防支援事業者に対して**実施状況等の報告を毎月行っていない**。



6. 特定福祉用具販売

<保険給付の申請に必要な書類等の交付>

- ・当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- ・販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- ・領収書
- ・当該福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

7. 浜松市の保険給付について

浜松市では、
福祉用具貸与・特定福祉用具販売（介護予防含む）
の保険給付は、

テクノエイド協会
TAISコード + 貸与／販売マーク表示

があることを基本とします。

